平成２８年（フ）第５号
鹿児島県奄美市名瀬有屋町25番地11
債務者　仲田美穂乃
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１７６号
京都府木津川市木津宮ノ裏29番地３、前住所大阪市北区本庄西２丁目18－８　シャルマン北梅田202
債務者　滝本　祐士
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
神奈川県厚木市長谷1125番地４　メゾン清水Ⅰ－101
債務者　後藤　和樹
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０３号
神奈川県小田原市穴部377番地　特別養護老人ホーム潤生園、住民票上の住所神奈川県小田原市鴨宮601番地の16　ハイツボナールＡ棟102号室
債務者　藤井　武子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２７３号
青森市青柳２丁目８番16号
債務者　秋元香津子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
青森市金沢２丁目８番36号　吉田方
債務者　引地　恵理
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
青森市大字三内字沢部337番地28
債務者　福井　昭典
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
青森県上北郡東北町大字上野字北谷地13番地22
債務者　佐々木君子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
青森県弘前市大字泉野５丁目８番地13
債務者　奈良岡千恵美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１５号
神奈川県三浦市三崎町諸磯849番地４　センティアムサウスコースト102
債務者　山崎　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０号
和歌山県有田郡広川町大字西広1168番地３
債務者　木下　宏江
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２２１号
東京都大田区大森中１丁目８－３－103
債務者　新井　純一
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２５７号
東京都足立区六木１丁目５－14－401
債務者　児島　博道
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２６４号
東京都葛飾区新小岩２丁目５－２　大塚ビル５号室
債務者　柴田　正幸
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２６６号
東京都墨田区文花１丁目32－１－307
債務者　八巻　瑤子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７４号
東京都板橋区赤塚３丁目４－18－301
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３３８号
東京都稲城市矢野口2071－108
債務者　宮本大男こと　金　　大男
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部